

平成30年6月11日（月曜日）

議 事 日 程

平成30年6月11日 午前10時00分 開議

日程第1 村政一般に対する質問並びに議案第19号から議案第22号まで
（一般質問・質疑、常任委員会付託）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（8名）

1番	田村	馨君
2番	杉田	雅史君
3番	吉川	孝弘君
4番	森	弘秋君
5番	明和	善一郎君
6番	川崎	和夫君
7番	竹島	貴行君
8番	前原	英石君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村	長	金森	勝雄君				
副	村	長	古越	邦男君			
教	育	長	高野	壽信君			
総	務	課	長	松本	良樹君		
生	活	環	境	課	長	吉田	昭博君

会 計 管 理 者 田 中 勝 君
代 表 監 査 委 員 吉 川 良 二 君

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 前 原 靖

午前10時00分 開議

○議長（川崎和夫君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、平成30年6月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案第19から議案第22号まで

○議長（川崎和夫君） 日程第1 議案第19号 舟橋村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件から議案第22号 平成30年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）まで4件を一括議題とします。

（一般質問及び質疑）

○議長（川崎和夫君） これより、村政一般に対する質問並びに提出案件に対する質疑を行います。

通告順に発言を許します。

5番 明和善一郎君。

○5番（明和善一郎君） おはようございます。

通告しています2項目について、お考えをお聞きします。

まず、1項目目として、改正基盤法・改正農地法の施行に伴う市町村の役割についてお聞きします。

最初に、5月11日の参議院本会議において可決、成立した改正農業経営基盤強化促進法と改正農地法が年内にも施行され、新たな農地利用の枠組みが動き出すことが新聞報道されました。

相続未登記等により所有者が不明になっている農地の貸借を一定の手続を経て可能とするとともに、農業用施設の床全面をコンクリート張りにした場合でも農地扱いとするものですが、村内にはどれくらいの相続未登記農地が存在していますか。

先日報道された内容によれば、富山県内では相続未登記農地7,618ヘクタールと相続未登記のおそれのある農地4,284ヘクタール、合わせますと1万1,902ヘクタールの農地が対象となっています。

固定資産税や水利費などを負担している事実上の管理者の同意を得た上で、農業委員会が探索、公示を経ることで農地中間管理機構に貸し付け、期間は20年以内で流動化を進めるといっていますが、現在村で進められておられます人・農地プランに対象となる農地が発生した場合の対応や、村の一大事業として進めておられます京坪川河川公園周辺での開発行為対象農地には、このような農地はありませんか。

相続未登記農地の解消に向けた取り組みやPR活動についての考えをお聞きします。

次に、2項目目として、村内を走る県道に設置されるグリーンゾーン及び安全確保対策についてお聞きします。

長年にわたる懸案事項となっていました県道147号立山舟橋線の古海老江・竹鼻間の歩道の新設工事も29年度末までに完成を迎えることになり、次に竹鼻・海老江間(舟橋中学校グラウンド角)までの区画線・カラー塗装工事が6月末までに施工されることになりましたことに対しまして、村当局の努力に感謝申し上げます。

今年度の小学校への通学児童数は、古海老江地区9名、竹鼻地区19名、海老江地区4名とお聞きしました。

各グループ編成により通学するわけですが、6月4日の下校時の集団下校に参加させてもらったところ、道路の右端を一列に並んで、それぞれの地区まで進んでいきました。

今度の改良工事によりますと、従来の車線幅が減少し中央線がなくなり、側道付近にグリーンゾーンを設置するものですが、歩行者及び車両の運転手がこのシステムになれるまでの間に、どのような安全PR活動を進めていこうとお考えなのかお聞きします。

また、小学校入学前から教えられてきました、人は右側通行の原則と違った、登校時間は左側通行、下校時間は右側通行の登下校逆転方式について周知徹底を図るべきと思いますが、いかがですか。

また、自動車の運転手に制限速度を守ることや1車線に減少したことのPR活動を駅南駐車場入り口でのビラ配布等により周知徹底に努め、交通事故のない村づくりを進めるべきと考えますが、当局のお考えをお聞きします。

以上2点、よろしく申し上げます。

○議長(川崎和夫君) 生活環境課長 吉田昭博君。

○生活環境課長(吉田昭博君) 5番明和議員の、改正基盤法・農地法の施行についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の農業経営基盤強化法の改正内容につきましては、これまで所有者不明農

地のうち共有者の過半が判明している場合には5年以内の利用権設定が可能でありましたが、過半が判明していない場合は貸し付けが困難でありました。今回の改正では、過半が判明していない場合であっても、固定資産税等の管理人が同意し、農業委員会が不明者の探索と公示を行うことで、20年以内の利用権設定が可能となるものです。

探索の範囲等は今後政令で定めることとされておりますが、一定の範囲に限定し、簡易なものになるとのことであります。

議員ご質問の相続未登記農地であります。先ほど議員からも言われましたけれども、平成28年の農林水産省の調査によれば、富山県における相続未登記農地、これは既に登記名義人が死亡しているものであります。7,618ヘクタール、相続未登記のおそれのある農地、これは登記名義人の転出等により、住民基本台帳上生死の判別がつかず、未登記となるおそれのあるもので、4,284ヘクタール、合計1万1,802ヘクタールで全農地の18%を占めることとなります。

一方、本村では、未登記が22ヘクタール、おそれのあるものが17ヘクタールの合計39ヘクタールであり、全農地の21%を占めることとなり、県平均より高くなっておりますけれども、調査対象の土地の多くは手続が遅れているだけであり、家族等によって耕作が継続されているものであります。

そのため、代がわり等によって耕作ができなくなった場合にあっては、今回の基盤強化法改正制度を有効に活用することで、耕作放棄地の発生をある程度抑制できるものと考えております。

先ほどご質問にありました農地プラン並びにモデルエリアにつきましては、現段階での影響はないというふうに考えております。

しかし、今回の改正は利用権の設定に限られておりますので、農地の売買等の所有権移転が伴うものは引き続き従来どおり相続・登記の手続が必要となりますから、今後も関係機関と連携・協力し、相続未登記農地の対応に当たりましては、土地の適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、県道立山舟橋線のグリーンゾーンの安全対策についてであります。

県道立山舟橋線の改良工事につきましては、古海老江地内から中学校までの児童生徒の安全対策として、歩道整備を富山県に要望いたしてまいりました。

ご承知のとおり、古海老江・竹鼻間の歩道整備は昨年度に完了いたしました。竹鼻から中学校に至る区間については、県の方から、住宅が連担し狭く、歩道の設置が困難

であるとの回答をいただきました。

しかしながら、現状では、通学する児童生徒は路肩を通行しており、時には車道へはみ出して歩いていることから、自動車との接触事故を起こす危険性が高くなっておりますので、本村では、歩行者の安全性の確保に向け、県と路肩のカラー舗装についての協議を重ねてまいりました。その結果、今般、竹鼻から中学校に至る区間の路肩カラー舗装工事を実施していただくことになった次第であります。

この工事の施工によりまして、歩道の視認性が高まり、ドライバーには、路側帯を走らないことや速度を落とすよう注意が促されるとともに、地域の方々には通学路であることへの再認識が図られ、より安全で安心な通学環境になると期待しております。

一方、議員ご指摘のとおり、このたびの工事では、道路の幅員は変えずに、路肩を広げてカラー舗装をするものであり、実際には車道の幅員が狭くなりますので、この環境変化に対応できるよう、歩行者並びにドライバー双方への注意喚起は必要であると考えております。

村といたしましては、まず児童生徒に対して、なるべく路肩の端を歩くようにと学校を通して指導してまいりたいと考えております。

また、通過する車両の注意喚起では、道路管理者であります立山土木事務所と協議しまして、当該箇所を通行する車両に伝達できる対策を検討することを申し上げまして、答弁いたします。

○議長（川崎和夫君） 明和善一郎君。

○5番（明和善一郎君） 今ほど、わかりやすい答弁、ありがとうございました。

先ほど申しあげました登下校逆転方式についてお話をしましたが、隣の町ですが、小学校の登校路線と中学校の登校路線がちょうどこう交差するため、中学校の自転車通学は原則左側通行ですが、学校内の約束事として、役場西側交差点より中学校までの間は、登校時間帯のみ自転車から降りて、牽引しながらの通学としてお聞きしました。

こういった事例もございますので、登下校逆転方式の考え方の一例として参考になればと思い聞いてきましたので、舟橋版の取り組みについて考えをお聞きしたいと、再度お願いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（川崎和夫君） 生活環境課長 吉田昭博君。

○生活環境課長（吉田昭博君） 今ほど明和議員さんからご指摘いただきました件につき

ましては、舟橋の場合につきましては、隣町と違いまして、自転車の通学というのはございません。隣町に比べて非常にカラー舗装区間が短いというところがございます。

ですので、対策につきましては、当然安全性を確保するというのは重要なことでありますので、小学校、中学校と十分に通学についての対応を検討してまいりたいというふうに思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（川崎和夫君） 2番 杉田雅史君。

○2番（杉田雅史君） 2番杉田でございます。

私からは、さきに通告いたしましたとおり、子育て支援賃貸住宅について、来年度の運営開始前後までに生ずるであろう各種問題についてお伺いしたいと思います。

この問題につきましては、さきの3月議会においても質問させていただいたところがございますが、村としても3億6,000万円を超す大きな事業ですので、真摯なご対応をお願いしたいと思います。

まずは、今回の住宅建設にかかわるプロポーザルにおいて積水ハウスが採用されたわけですが、この積水ハウスを採用された経緯や審査基準等についてのご説明をお願いしたいと思います。

次に、住宅完成後の運営について伺ってきたいと思います。

来年度秋に入居される際の入居基準は、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。子育て支援ということにはなっていますが、例えば高齢者世帯や単身者の入居は可能なのでしょうか。また、ペット等の飼育についても可能なのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

この住宅を子育て支援住宅というのであれば、他の民間アパートとの違いはどこにあるのでしょうか、ご説明をお願いしたいと思います。

次に、家賃、共益費、タイヤ倉庫及び駐車場を含めた家賃設定は、幾らを想定していらっしゃるのでしょうか。また、今後工事が行われる多目的コミュニティの設置費用や除雪、消雪等の費用負担等は入居者の負担となっていくのでしょうか。さきに積水ハウスからの説明においては、除雪によって地域コミュニティの醸成につなげていくとありましたが、私自身はそれ自体では考えにくいと考えますが、いかがなのでしょうか。

次に、住宅の敷地内の樹木、芝の管理及び除草等の管理は、誰が行うこととなるのでしょうか。全てを委託業者と入居者との問題にするのでしょうか。そこには村当局は関

与することとなるのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

次に、地元自治会とのコミュニティの形成につきましては、どのようにしていくのでしょうか。例えば入居者の資源ごみ等の収集につきましては、現在竹内地区が収集しております竹内公民館を利用することとなり、ごみ当番等も入居者を含めて行うこととなるのでしょうか。自治会費や公民館負担金等の負担を含めて、入居予定者との契約時に説明する必要があるのではないのでしょうか。

また、最終的に入居された方々が数年後に退去される際の、その後の定住先となる住宅団地の造成計画はどうなっているのでしょうか。結果として、他市町での定住とならないよう、村当局としての計画を早期に開示すべきではないのでしょうか。

この住宅建設に関しましては、この先も逐次お伺いしていくこととなりますでしょうが、結果として、舟橋村において子育て共助のまちづくりが実現し、安心・安全な村となるよう、今後とも村当局の真摯な対応をお願いして、私からの質問とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（川崎和夫君） 生活環境課長 吉田昭博君。

○生活環境課長（吉田昭博君） 2番杉田議員の子育て支援賃貸住宅運営についてのご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、本事業は、平成27年10月に策定いたしました本村総合戦略に掲げる子育て共助のまちづくりモデル事業の一環として実施するものであります。

また、子育て共助のまちづくりモデル事業は、モデルエリア内に位置します認定こども園、京坪川河川公園、子育て支援賃貸住宅の整備・活用などを通して、子育てサービスの充実を図ることにあわせまして、子育て世代のつながりから芽生える安心感を醸成することから、子育て世代の転入促進と出生率向上を目指すものであります。

ご承知のとおり、このうち認定こども園、京坪川河川公園につきましては、既に供用を開始している状況下であり、子育て支援賃貸住宅につきましても、ことし5月に整備に係る優先交渉権業者と基本協定を締結したことから、モデルエリアの施設整備部分では一定のめどが立ちました。

一方、運営につきましては、認定こども園の社会福祉法人が施設を所有し、京坪川河川公園では委託業者が運営を行っており、また子育て支援賃貸住宅では、今後、運営事業者を選定いたしまして、施設ごとの事業者が別々の契約のもとに運営していくことと

なります。

このことから、モデルエリアの魅力を高め、子育て支援に係る取り組みをさらに推進するためには、施設の複合的利用と機能の相乗効果が欠かせないことから、各施設の一体的運営を見据えたマネジメント組織を造形しまして、当該組織を調整・牽引していくプレーヤーを今年度中に選定する予定であります。

当該モデルエリアの構想が立ち上がったのが平成27年度でありまして、どのような形になるのか、またうまく機能するのか、その期待と不安から住民の皆様にはやきもきとした思いを抱えていただいているところであります。本村の将来を担う子どもたちに関するピンポイントの事業であると承知しておりますので、じっくりと慎重にさまざまな関係する方々の意見を聴取しながら進めているところであります。

そして、杉田議員のご質問内容の多くは、このマネジメント事業者に関係する事項でありますから、当該事業者と今後十分に協議してまいりますので、現時点でお答えがでる範囲内の答弁とさせていただきますので、ご理解を賜りたいと思います。

まず、子育て支援賃貸住宅に係る運営事業者の採択経緯並びに審査基準についてであります。

既に村のホームページには、3月20日付で審査方法や各提案内容の評価を含めた審査委員会からの講評を掲載させていただいているところであります。わかりにくい箇所もあろうかと存じますので、この場をおかりしまして、皆様にご説明させていただきたいと思っております。

当該事業は、平成29年10月に事業者選定プロポーザルの公募と現地説明会を開催し、平成30年1月31日の提案書の締め切りまで、7グループからの提案がありました。2月24日には外部委員を中心とした有識者6名による審査会を開催し、その後、審査委員長から村長への答申を経て、5月1日に積水ハウス株式会社富山営業所と基本協定を締結いたしました。

また、当該審査基準につきましては、基本コンセプト、実施体制やリスク対応、全体配置計画、住棟、子育てへの配慮、公共空間、施行計画、ライフサイクルコストへの配慮、価格の9項目を総合評価方式で審査いただきました。

その結果、積水ハウスグループが78.1点の評価点を獲得し優先交渉権者に、次点者が76点で塩谷建設株式会社となった次第であります。審査委員会では、附帯事項ということで、今後村と選定業者の協議の中で進めていく事項についても提言いただいて

おりますので、積水ハウスグループとは今後も話し合いを重ねながら慎重に実施計画を進めてまいりたいと思っております。

次に、入居基準並びに他の民間アパートとの違いについてであります。

入居基準につきましては、子育て支援賃貸住宅でありますので未就学児童を持つ世代の入居を第一に考えておりますが、入居に係る諸条件につきましては、国の補助を受けた事業であることから定まり事もありますので、直接窓口の県や国と協議を行い、マネジメント組織からの提案を踏まえて十分検討してまいります。

また、他の民間アパートとの違いであります。一般的な賃貸住宅は、駅、スーパー、医療機関や通勤・通学距離など利便性を売りとしています。本村では、公園や認定こども園と一体的な運営をすることで、入居者同士や地域住民とのコミュニティによる子育て安心感を商品としているところが他とは大きく異なっていると考えております。

次に、家賃、共益費、駐車料金、消雪維持等の費用負担についてであります。

家賃等につきましては、エリアマネジメント運営経費を含めた収支バランスに基づき算出する予定ですが、来年に実施する事業に係る国の内示額からも大きな影響を受けることとなりますので、来年度早々に決める予定であります。

次に、消雪装置の費用では、今回の事業費に含まれております。また、コミュニティセンターの建設については、現時点で未定であり、今後マネジメント組織の中で検討してまいります。しかし、当該事業費は入居者負担を伴うものではございません。

次に、樹木・芝の管理についてであります。

樹木・芝の管理は家賃収入の中で対応いたしますが、除草活動等につきましては、入居条件の中で検討する予定であります。

次に、地元自治会とのコミュニティ形成についてであります。

子育て支援賃貸住宅は、地理的条件から竹内自治会への所属を検討しておりますので、ご指摘いただきました資源ごみや自治会費等につきましては、今後竹内自治会と十分に協議してまいりたいと思います。

また、コミュニティの形成につきましては、マネジメント組織の中で十分に検討し、入居者同士、そして地域とのコミュニティ醸成を推進してまいりたいと思います。

最後に、入居者の定住についてであります。

議員ご指摘のとおり、子育て支援賃貸住宅の目的は本村への定住促進ですので、受け皿の整備は重要であります。また、定住のためには、近隣住民や同世代の村民等のコミ

コミュニケーションのもと、この地域に住む方や暮らしを知っていただき、舟橋村に住みたい、舟橋村に住み続けたいと思っていただくことが重要であり、このことが住んだ後の不安解消や地域参入にもつながってくるものと考えております。

このことから、小規模開発、あるいは既存住宅団地の空き家への誘導など、マネジメント組織、そして金融機関との連携のもと、定住促進に向け検討してまいることを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（川崎和夫君） 杉田雅史君。

○2番（杉田雅史君） ご答弁、ありがとうございました。

この建設される住宅は、あくまでも村営住宅であります。他の市町村における公営住宅と違い、所得による家賃等の設定をしない住宅でありますので、総体として近隣の賃貸住宅の家賃である、こちらでありますと6万円前後よりも安価なものでなければ村営とする意味がないとの声も寄せられていることから、今後、家賃設定の際には十分検討していただきたいと思っております。

また、駐車場の利用料を安くするため等で、隣接します京坪川河川公園の駐車場に常駐するようなことのないよう、当初の契約時に際しましての指導をよろしくお願ひし、私からの質問を終わりたいと思っております。

よろしくお願ひします。

○議長（川崎和夫君） 生活環境課長 吉田昭博君。

○生活環境課長（吉田昭博君） 今ほど杉田議員より温かい励ましの言葉をいただきまして、ありがとうございます。

家賃、それから管理部分、そういった部分につきましては、入居の前というのが、家賃につきましては、まず近隣との差というのが非常に重要になります。ただ、1点だけ申し上げたいのは、子育て優良賃貸住宅として国土交通省の採択をいただいておりますので、子育てのモデルとなるような住宅として位置づけられる建物であるということでもあります。家賃についても、今後十分検討いたします。

また、駐車場等の活用ですとかルール、そういったものにつきましては、入居段階、最初が一番肝心だと思っておりますので、多くの説明会等を行いながらスムーズに移行できるように努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（川崎和夫君） 3番 吉川孝弘君。

○3番（吉川孝弘君） 3番吉川です。私のほうからは、国際交流の促進について質問さ

せていただきます。

社会、文化等のいろいろな面で国際交流が進展し、国際的な総合依存関係は深まり、国際関係はますます加速していくと思われま。世界には、国連に加盟している国の数だけでも193カ国もの国が存在しています。

子どもたちが国際社会の一員であることを自覚し、異なる文化を知り交流を図ることは、子どもたちの視野を広げ、見識を深めることにつながっていくと考えております。

舟橋村では、国際化が進展する中、幼年期のころから積極的に英語教育を取り入れて自分の考えや意思を表現できる語学能力の基礎や表現等のコミュニケーション能力の育成を図る子どもの育成に努めていますが、国際化の進展は人と人との相互理解、相互交流が基本となっていくものであり、その意味で教育の果たす役割はますます重要になってくるものと思われま。

今後国際交流事業の取り組みの必要性についてどう考えているのか、また現在行っている取り組みや今後行う予定としている取り組みがあったらお聞かせください。

また、運動に親しむ資質、能力や体力を養うスポーツの分野では、世界中にすばらしい選手がたくさん存在し、そうした選手に直接指導してもらうことができれば、村の子どもたちのスポーツに対する向上心、能力の向上につながっていくものと考えております。

次世代を担う小学生、4年から6年生のなりたい職業を聞きますと、上位にはサッカー選手が挙がり、人気の高さが伺えます。例えば、昨年舟橋村にできた常願寺川公園スポーツクラブ等と連携し、海外のサッカー選手等から直接指導が受けられれば非常によい経験になるのではないのでしょうか。

国際スポーツ交流の促進についての村の考えをお聞かせください。

○議長（川崎和夫君） 教育長 高野壽信君。

○教育長（高野壽信君） 3番吉川議員さんの、国際交流事業の取り組みの必要性と国際交流の促進についてのご質問にお答えします。

まず、平成29年度の国際交流推進事業としての取り組みと今後の予定について報告いたします。

昨年度、ALTを講師に小学生1年生から3年生を対象にした「英語で遊ぼう」、図書館での「英語で楽しむおはなし会」、また60歳以上の村民を対象にした、会館での「英語で元気！わくわくレクリエーション」等を実施しました。

今年度も昨年同様の取り組みのほか、村民、また小学校児童とその保護者を対象に、「いろんな国を〇かじり」というテーマでアメリカやインドのあれこれを、また7月28日には、外国人講師5人を同時に招聘し、村民を対象に「レッツエンジョイイングリッシュ体験」を実施する予定です。

このように、国際的共通語である英語によるコミュニケーション能力を身につけさせることを目標とし、舟橋村の教育の大綱にも掲げ、英会話能力の向上にきめ細かく取り組んでいるところです。

また、舟橋小学校だより「ふなっ子」5月24日号に、保護者向けにコミュニケーション能力の素地を養うための取り組みの現況をお知らせしております。

従来ALTの勤務は、小学校半日、中学校1日でしたが、昨年度より村独自で小学校3日、中学校2日の常勤講師として採用し、より実践的な教育活動を幅広く推進しています。例えば、小中学校全学年で英語活動、授業を実施するとともに、図書館で開催している月1回の英語で楽しむお話し会、舟橋会館で20歳以上の村民を対象にした英会話教室などの活動をALTが担っております。

また、村の特徴ある英語教育として、子育て支援センターでの月2回の英会話クラス、英語紙芝居の作成、ふなはしこども園での週1回の英語活動、学童保育室でのアフタースクール等、定期的を実施しております。

言うまでもなく、英語だけに限らず、世界には多くの言語がありますので、国語教育との連携などを通じて言葉への関心を高めることを大切にしながら、ネイティブスピーカーによる外国語講師、外国語指導助手、地域人材の活用など、指導力向上を推進していきたいと思っております。

また、子どもの夢は、野球選手、サッカー選手、薬剤師、漫画家、料理人など多岐にわたっています。外国の選手や一流の選手、職人などとの出会いが夢の実現への道を開くことと思います。

ご承知かと思いますが、先日6月1日にJFA委託事業である小中学校「夢の教室」を開催しました。この事業は、日本のトップアスリートを派遣してもらい、夢を持つことのすばらしさ、目標に向かって努力することの大切さ等を子どもたちに伝える取り組みですが、受講した児童生徒にとって大変意義ある教室になったと思います。

また、児童生徒の体力調査の結果を検証し、子どもたちの運動機会の創出を図る。指導者も含め、発達段階に応じた運動動作、トレーニング方法を会得する。外部専門家か

ら指導方法、考え方などを具体的に学ぶ機会を得るなどを狙いとし、体力向上に関する有識者を招聘し、運動教室や研修会などを実施しています。

このように、村では、それぞれの分野で多岐にわたりきめ細かい活動を展開しております。このような従来の積極的活動を鑑みると、吉川議員さんが例に挙げられましたような営利目的の施設、団体などと連携するには、現時点では難しいと考えております。

今後とも、現状の活動を維持しつつ、さらには文部科学省や県教育委員会、その他教育に関する団体から提供される事業を積極的に受け入れ、国際交流事業の促進を図り、舟橋村から国際社会に貢献できるような子どもたちを育てるとともに、英語教育、スポーツに限らず、全ての子どもたちに喜びや感動を与えていきたいと考えていますので、議員の皆様のお力添えをいただきたいと思っております。

以上で吉川議員さんのご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（川崎和夫君） 1 番 田村 馨君。

○1 番（田村 馨君） 1 番田村馨でございます。私からは、村内におけるオンデマンド交通の導入について質問いたします。

このオンデマンド交通に関しては、昨年の6月定例会でも質問いたしました。今回で3回目の質問になろうかと思いますが、引き続き質問いたします。

さて、全国的にですが、高齢者がかかわる交通事故が増加傾向にあり、今後村内においても高齢化に伴う交通事故などが増えることが予想されます。

神奈川県茅ヶ崎市内の国道交差点で90歳の高齢ドライバーが運転する乗用車、これが横断歩道付近にいた歩行者ら4人を次々とはね、うち女性1人が死亡した事故は記憶に新しいことと思います。

そこで、高齢の方々から運転免許証の返納に関して、こういった話を伺いました。年をとってきて運転に自信がなくなってきたが、自分が運転免許証を返納したら買い物ができなくなってしまう。免許がないと、病院に行くのも大変だと。また、運転ができなくなると、自宅での生活が成り立たなくなってしまうのではないかと。そう考えると、とても不安だ。こういった切実な内容でありました。

本村では、高齢者の運転免許自主返納者生活支援として、運転免許証返納後の交通費、通院費などの支援として月額4,000円の支援金を対象の方に支給する事業が実施されております。しかし、この支援金の支給期間は5年間です。

全国的にも高齢化が進む中、本村における高齢化率は約20.1%と、全国平均の2

6.6%よりも6.5ポイントも下回ってはいますが、年々高齢化が進んでいくということは間違いありません。そうすると、ますます公共交通の需要は高まることが考えられるのではないのでしょうか。

交通空白地帯の解消、地域の活性化、利便性の向上、高齢者の外出を促す自立支援、公共交通の経費削減などの目的でオンデマンド交通を導入している自治体は数多くあります。

そこで、本村においても、オンデマンド交通を実際に導入することにより、より利便性が図られると考え、当局に伺います。

まず1つ目、村の公共交通に対する住民からの要望は、当局に寄せられていますか。また、仮に寄せられるとして、要望にはどのようなものがありますか。

2番目として、オンデマンド交通システムは、これはよく20年前から全国の自治体で導入されています。しかし、実際は運用費用が高いことや遅れなどの発生などの問題点が多いことがありました。そういったことから、最近のオンデマンド交通システムはそれらの問題点が改善され、無料で事前に検討シミュレーションを行うことができるシステムが開発されております。あわせて、実費での試験運行を実施し、導入効果を確認することができるものもあります。

このようなシステムについて、導入の検討をされたことはありますか。また、導入についてはどのように考えておられるか、見解をお伺いします。

○議長（川崎和夫君） 生活環境課長 吉田昭博君。

○生活環境課長（吉田昭博君） 1番田村議員のオンデマンド交通についてのご質問にお答えいたします。

ご存じのとおり、本村は車で20分圏内に複数の医療機関やスーパー等の商業施設がある利便性の高い地域であり、また住民ニーズも多様化しております。しかし、利便性に富む舟橋村ではありますが、村内に商業施設や総合病院がないことから、車を所持しなければ買い物や通院には不便な地理的環境にあると言えます。

この現状から、本村では、当該高齢者の支援施策といたしまして、平成22年7月から、65歳以上の方が運転免許証を自主返納された場合には月額4,000円を5年間支給する高齢者運転免許自主返納者生活支援事業を実施しております。この制度の利用者は、これまで延べ53人で、現在は31名ですけれども、今後増加するものと予測しております。

一方、平成26年4月より、舟橋村社会福祉協議会では、ホームヘルパーによる生活上の困り事を支援するファミリーサービスを拡充いたしまして、日常的な買い物代行を行う等の生活支援サービスや運転ボランティアの方による外出支援サービスを実施しております。利用者実績では、サービスを開始した平成26年度の延べ48回に対し、平成29年度は延べ320回となり、利用者は着実に高まっている現状下にあります。

しかし、村が実施している高齢者運転免許自主返納者生活支援事業は、免許返納から5年間の限定のサービスであり、永続的な支援ではないことや、村の委託事業の一環として社会福祉協議会が実施している外出支援サービスで利用できる範囲は、道路運送法の諸規定から村内に限られており、日常の買い物や医療機関などの村民の利用ニーズが高い本村では、十分に充足されているとは言えないと思っております。

ご質問のありました村の公共交通に対する住民要望につきましては、平成24年度に60歳以上150世帯を対象に、舟橋村買い物環境等に関する調査を実施いたしました。

アンケート結果では、「買い物や通院は村外へ行く」の割合が9割以上と非常に高く、また自宅から最寄りのスーパーや医療機関の利用率が4割と低いことから、住民ニーズが多様化していることが判明いたしました。

具体的には、村内に総合診療機関や商業施設が存在しないため、近隣市町であります上市町、滑川市、富山市の商業施設や総合病院を利用していること、また施設も複数あることから、村民の利用も多岐にわたっております。

また、交通手段のほとんどは車で、「自ら運転する」が65歳未満で8割、65歳以上は6割、「家族等の協力を得る」が2割で、65歳を境に通院や買い物に不都合を感じる人の割合が増加傾向にありました。

一方、住民要望といたしましては、宅配サービス、配達サービス、買い物代行サービス、移動販売サービスの充実。また、有償でも利用したいサービスでは、雪かき、大型ごみの処分、家屋の修理、庭の手入れをお願いしたいという声が多かったことから、公共交通に対する要望というより、個人の生活全体に対する支援を求めているということでした。

次に、デマンド型交通についてであります。近年、公共交通空白地域の解消に向け、路線定期型交通にかえてデマンド型交通を導入する自治体が増えております。

デマンド型交通は、路線定期型交通と異なり、運行方式、運行ダイヤ、発着地の自由度の組み合わせにより、さまざまな運行形態が存在いたします。また、コミュニティバ

スなどの路線バスと違い、予約がないと運行しないことが特徴であります。

当該デマンド型交通の場合は、路線定期型交通に比べ、利用者1人当たりの運行経費は平均で見ると高い水準にあり、また需要が大きい地域においても自治体の費用負担が増大するケースも多く見受けられます。

議員ご指摘のオンデマンド交通事業、リアルタイム完全自動乗り合いシステム「コンビニクル」は、クラウド方式の導入により、システム構築や運営経費の低コスト化を図ると同時に、運行データを蓄積し分析することで、常にニーズに応じた運行が可能であると伺っております。

しかし、さきにも述べましたが、本村は行政区域内に多くの商業施設や医療機関が存在する自治体と異なり、住民の村外ニーズが高いことに加えて、ニーズも多様化しております。つまり、主要施設が行政区域内にないため移動パターンの方向性に乏しく、まとまった需要の発生が起きにくいという特殊性のある地域でありますので、デマンド型交通を導入しても、利用者の運行経費が通常のタクシー料金と変わらない可能性があると考えております。

ご存じのとおり、本村では現在、人と人とのつながりによる安心感、つまり共助を基盤とするまちづくりを進めております。この施策は、限られた財源のもとで行政サービスには限界があり、また少子高齢化、人口減少、特に生産年齢人口の減少が進む中においては、負担増や行政サービスの見直しは避けられない部分がございます。

このことから、これをカバーしながら、また温かなつながりの中で心身とも生き生きと暮らしていただく環境づくりのため、住民の方々がコミュニケーションを図る機会を創出しているものでございます。

年をとっても元気な高齢者でいただくこと（自助）、そして隣近所や知人間の助け合いの基盤を整備すること（共助）が肝要であると考えております。

しかし、10年、20年後に推測される急激な高齢化のもとに、自助・共助だけでカバーできない需要も出てくるものと思いますので、議員のご質問のありましたオンデマンド交通も含めた今後の高齢者対策については十分に検討してまいりたいと思います。そして、誰もが住みやすいまちづくりを進めてまいり所存であることを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（川崎和夫君） 田村 馨君。

○1番（田村 馨君） 答弁、ありがとうございます。

先ほどの答弁にもありましたように、このオンデマンド交通に関しては、実は数種類の方法というか、やり方があるわけでございます。今回も前回に引き続いてなんですが、私なりにいろいろ勉強させてもらいました。その結果、行き着いたのが、先ほど紹介されました「コンビニクル」というシステムです。

このコンビニクルというのはどんなものかといいますと、東京大学の大学院設計工学研究室が2007年の9月に開発した、まだ比較的新しいデマンド対応型の交通システムであります。

このコンビニクルの特徴というのは、非常に安いコストで購入できることであります。クラウドコンピューティングを活用したオンデマンド交通サービスを提供しているわけですが、実は設備購入費用、あるいは更新費用などは一切かかりません。このため、これまで非常に高額な導入費用がかかっておりましたオンデマンドなんですが、これ、約2,000万から3,000万かかっております。それが実際、具体的に言うと、初期導入費用で約50万、月々の運用費は10万円程度で運用することができるということでもあります。

これだけやっぱり画期的なシステムであります。サーバーを置かなくても、各自治体で注目されている、先ほど言いましたクラウドコンピューティング、要は外部にあるコンピューターに接続した形で全部やってくれるというシステムであります。

そして、これは自治体によって非常に条件もあるわけですが、それぞれの自治体に合わせて無料でシミュレーションを行ってくれる、こういったシステムでもあります。

ぜひこれを研究材料に入れていただきたく今回の質問をさせていただいたわけですが、このシステムを導入することでこういったメリットがあるかといいますと、運転免許証を返納された高齢者だけではありません。子育て世代、現在転入ということでやっておりますが、この子育て世代、特に妊娠中のお母さんにも、病院の通院などに活用していただけるものではないかと私は思っております。

そのため、ぜひ導入に向けて具体的に検討していただいて、そしてぜひともこの無料のシミュレーションを一回実施してもよろしいのではないかと思います、どうか見解を伺います。

○議長（川崎和夫君） 生活環境課長 吉田昭博君。

○生活環境課長（吉田昭博君） ただいま田村議員からご質問いただいた件なんですけれども、実はこの田村議員のほうからオンデマンド交通のコンビニクルのお話をいただき

まして、こちらのほうといたしましても、かなり調べてまいりました。

おっしゃったとおり、実施する場合における初期投資費用が非常に少ないというところと、あとはコンピューターが管理しますので、路線によってデータ分析を行って、路線変更も自由に可能になってくるところが非常に大きなメリットとしてございます。

しかし、一番課題になりますのは、村のほうからそういった情報提供を行ってほしいというのがここでの原則になっていまして、その情報提供というのは、一般的にこの村の方々がどこで買い物をされていて、どこの病院に集中して行っているのかというふうなデータをまず提案すると。その割合から路線を描くというところなんですけれども、先ほど答弁いたしましたとおり、多岐にわたって、病院も買い物もばらばらなんです。ですので、そのデータから分析をするというのが非常に困難ではないかと考えております。

ただし、今この業者さんのほうとはコンタクトをとっておりますので、それにつきましても、十分この後、シミュレーションをしていただくというところは無料でやっていただきますので、やってみたいと思っております。

以上です。

○議長（川崎和夫君） 8番 前原英石君。

○8番（前原英石君） 前原でございます。今回は、通告をしております働き方改革についてご質問をいたします。

働き方改革が叫ばれる中、4人家族の我が家においても、介護、過重労働、役割分担などの改革の波が押し寄せてきております。今回この質問を行うことによって、我が家の改革がますます加速するのではないかと危惧をしておるところでございますが、一億総活躍社会の実現に向けて、家庭でも効率化の追求や余暇の活用など多様な改革を模索していきたいというふうに考えております。

ということで、今回の一般質問は、働き方改革の取り組みについていたします。

労働環境の改善は、企業だけではなく、今や国全体にかかわる課題であると言われております。安倍晋三首相は、2016年9月に内閣官房に働き方改革実現推進室を設置し、働き方改革の取り組みを提唱しましたが、働き方改革によって今後社会がどう変わるのか、私も関心が高いところでございます。

そこで今回の質問は、舟橋村役場での働き方改革の取り組みについてお聞きをいたし

ます。

富山県では、県庁職員の働き方改革を進めるために、次長級職員による改革推進チームを設置し、下部には若手職員で構成されるワーキング部会を設置したと報じられています。

県では、職員1人当たりの時間外勤務時間が全国平均を上回る状況から、勤務時間の削減を進める模様と言われております。

働き方改革については、現在富山県だけではなく、多くの自治体がそれに取り組んでいますが、それぞれの自治体がそれぞれ実情に合わせ改革の手法も異なりますが、単なるお仕着せのノー残業デーとか消灯とかといった意識改革だけのものではなく、業務の見直しにまで踏み込み、無駄な会議の見直しや業務の棚卸しによる仕事のやり方改善や規定の見直しによる効率化を進めていくと言っている自治体もあるようでございます。

これはほんの一例ですが、このようなことを行うことによって、働き方改革と同時に住民サービスの向上にもつながるものと考えます。

舟橋村においても、横並びの改革ではなく、少ない職員でも行える改革を、村の実情に合わせた形で進めていってほしいと思っております。

舟橋村の地方創生は施策に沿って順調に進んでいると感じていますが、この働き方改革も地方創生をさらに加速させる改革であると思っております。

そこで質問ですが、最初に、現状に鑑み、村において現在、働き方改革の必要性はあると考えておられますか。あるとすれば、どのような点での改革から始めるべきと考えておられるのか。

長時間労働の是正、有給休暇の取得、男性の育児休暇の取得、充実した余暇活動への取り組みなど、働き方改革についての取り組みが求められている中で、村としての考えをお聞きします。

次に、県では改革推進チームを設置し、ワーキング部会で働き方改革について取り組んでいるようですが、村では改革推進チーム等の設置は考えておられるのでしょうか。

また、県は勤務時間の削減を進めていくと言っているが、村の現状はどうか。時間外勤務時間の平均時間は何時間なのか。時間外勤務時間の年間実績に基づく、長時間勤務、過重労働と思われるような実態は認められていないのか。

次に、休暇についてですが、職員が少ない村では、休暇取得に当たっても、担当者がいないと対応できないとなれば住民サービスの低下につながるおそれもあり、スムーズ

な休暇取得が難しくなると考えられるが、サービスの向上と住民サービスをスムーズに行うためにどのような対応策を講じておられるのか。また、その取得率はどれほどなのかお聞きいたします。

最後に、メンタルヘルスについてですが、メンタルヘルスの悪化は村にとっても大きな影響を与えます。業務能力の低下やミス、重大な事故の発生、労働日数の損失、訴訟など、メンタルヘルスは全体で取り組むべき課題と考えます。

職場のメンタルヘルス・マネジメントにおいては、管理職である上司が果たす役割は少なくないと思いますが、上司として部下の心の健康問題については、少しの変化にも早期に対応していくことが大事ではないかと思いますが、現在それについての取り組みがあれば、お聞かせを願いたいと思います。

働き方改革を進めていく上で、職員の自主的・自発的な事務事業、会議などの効率化の推進と意識改革が必要と思いますが、以前にも職員提案について質問をいたしました。職員提案規程に基づいて、働き方改革をする提案を現場の職員自ら提出する体制の強化をお願いするとともに、その提案を吸い上げ精査し、改革していくことが、言葉や形式だけの改革ではなく、真の改革につながるものと思います。

ただいま質問したことだけが働き方改革の真の目的ではないと思いますが、そのへんを重々ご理解いただきまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（川崎和夫君） 副村長 古越邦男君。

○副村長（古越邦男君） 8番前原議員さんの、働き方改革への取り組みのご質問にお答えをいたします。

我が国は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、育児や介護との両立など働く人のニーズの多様化などに直面している中、イノベーションによる生産性の向上とともに、就業機会の拡大や意欲、能力を存分に発揮できる環境づくりが重要な課題で、働き方改革は、この課題解決のため、働く人々それぞれの置かれた個々の事情に応じ多様な働き方を選択できる社会、いわゆる一億総活躍社会を実現し、働く人一人一人がよりよき将来への展望が持てるように、具体的には長時間労働、非正規と正社員の格差、労働力不足への対応が最も重要と言われております。

このような中、村の取り組みの現状はどうかというご質問でございますが、役場職員は総じて真面目で努力家であると思っております。村民のご要望に沿えるよう各担当そ

それぞれサービスを提供しておりますが、少ない職員で事務を担当している関係上、体調不良や会議出席で不在ということもあり、他のメンバーがその担当者のフォローをしなければなりません。適材適所、計画的な人員配置とともに、職員相互それぞれ補完し合える職場の雰囲気づくり、人間関係づくりも生産性を高める重要なファクターで、住民サービスに直結しますので、大変重要と言えらると思っております。

時間外勤務の状況でございますが、28年度、29年度の状況を申し上げますと、平成28年度全体で1,731時間、1人当たり66.6時間。平成29年度は1,459時間、1人当たり58.4時間。比較しますと、29年度は、時間数では272時間、1人当たりでは8.2時間減少しております。職務分担を平準化した効果もあったと考えております。

長時間労働による過労死問題が報道されておりますが、村の状況は、現時点では問題は少ないと考えておりますが、メンタルな面もございますので、今後も上司、同僚に相談できる雰囲気づくりに配慮するなど慎重に対応してまいりたいと思っております。

年次有給休暇取得は、28年度、平均5.4日、消化率は13.5%。29年度は平均8.1日、消化率は20.4%でございます。夏期の健康保持とリフレッシュを目的とした5日間の特別休暇の取得率は、おおむね8割前後と高くなっております。休暇取得の際は、議員ご指摘のとおり、住民サービスの低下を招かないよう、課内で調整をとった上で行っております。

メンタルヘルス研修も、特に最近、精神的な疲労やストレスを減らし、鬱病などの精神疾患の予防への対応が求められております。職員間でヘルスケアの重要性を再認識するため、29年度では、ことし2月に専門家を招いて全職員を対象とした研修を行っておりますし、保健師は、住民の皆さんに適切な対応がとれるよう、より専門的な研修も受講しているところでございます。

また、効率的な事務推進のため、今年度から、通常の研修とは別に、数カ年継続して主事・主任クラス対象に、住民との信頼向上研修やタイムマネジメント研修等へ派遣することとしております。このことは住民対応のさまざまな場面において、住民の満足度を高め、住民の期待を上回るような対応技術の習得、また仕事の効率を向上させ成果を生み出すため時間管理の考え方や手法を学び、仕事の優先順位や重要度の見極め、無駄な時間を排除することにより、業務の迅速・効率化が図れ、行政や職員間の信頼の向上が望めるものと期待をしております。

研修で身につけました知識、技術をそれぞれの場で発揮することにより、時間外勤務も減少し、時間の余裕も生まれてまいります。その時間を自己啓発や地域の団体活動に参加するなど、それぞれのライフスタイルに合った取り組みに有効に生かしてもらえれば、職員自身のリフレッシュにもなり、住民の信頼も増すものと思われまます。

焦らず一步一步着実に進め、さらなるサービス向上に結びつく。そして、その積み重ねが村独自の働き方改革となるよう職員とともに取り組みしてまいりたいというふうと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（川崎和夫君） 前原英石君。

○8番（前原英石君） 答弁、ありがとうございます。細かな数字も示していただきながら大変わかりやすい答弁、本当にありがとうございました。

人口が増加し、多様な住民サービスが求められている中で、限られた職員で時間外の減少は大変素晴らしいことと思います。休暇取得についても、休暇をとりやすい体制づくりを進めていってほしいと思います。

そこで、再質問でございますが、長時間労働、過重労働の実態についてお聞きいたしますが、平均値においては減少しているということで、改革についての意識の浸透が要因であればよい傾向だなというふうに思っておるわけですが、今示していただきました数字につきましても、あくまでも平均値であって、個々で見れば格差があるというふうに考えるわけでございますが、労働時間の少ない方は、申し上げることはないわけでございますが、逆に時間外の突出して多いような状況、実態等、そういうものがあるのであれば、その点について何か指導をなさっているとか、職務体制の改革といいますか、職務分担の振り分けなどについて考えておられるのか。そのへんについても、メンタルヘルス等にもつながる問題だと思いますので、お聞かせ願いたいなというふうに思います。

また、職員提案につきましては、これまでも質問を続けてきておりまして、今回、もし舟橋村に職員提案規程というものがあれば、その規程に沿って職員提案を求めているわけでございますが、例えばそういう規程があれば、働き方改革といったことをテーマといたしまして、提案というものを進めていっていただきたいと思いますが、それについても再度お聞きしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（川崎和夫君） 副村長 古越邦男君。

○副村長（古越邦男君） 前原議員の再質問、時間外勤務時間、平均値であり、個々の職員によっては多い者もいるんじゃないだろうかというご質問でございますが、それぞれ担当事務を持っておりますが、季節的にどうしても時期が限られているというような職務については、どうしても時間外が増えるという傾向はございます。複数の人間で処理をするようにということで改善も行っておりますが、業務量というのは増えている現状の中で、先ほど平準化したというのは、個々の職員の分量そのものは平準化しているんですが、季節的なものまで取り組みというのはなかなか難しい現状がございます。

議員ご指摘のとおり、これからももっともっと健康に生活できるという意味も含めまして、職員への対応を考えてまいりたいというふうに思っております。

あと、職員提案規程があるかというご質問でございますが、現在のところ持ってございません。ただ、少ない職員の中で行っておりますので、日ごろの職務の遂行の中で、こうすればいい、ああすればいいという提案から、いろいろ、お酒を酌み交わしたときにもちょっとしたアイデア等もございます。

そういうものを積み重ねた上で改善できるものは改善していきたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜ればというふうに思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（川崎和夫君） 4番 森 弘秋君。

○4番（森 弘秋君） 傍聴者の皆さん、ご苦労さまでございます。

先日、NHKの「ためしてガッテン」の番組で、「認知症を予防せよ」の放映があった。中で、1分間で動物の種類、幾つ言えますか。紙に書いてくださいという質問です。12から13の動物を書くのが標準で、以下の方は認知度が進んでいるかな、どうなんでしょうかねと言っていました。

また、こんなショッキングなニュースが報道されておりました。万引きの6割が高齢者で占めている。背景に孤独、経済不安があり、金に余裕があると思われる人の犯行が少なくない。社会的に孤立し、寂しさや不満を感じている人であるとのことでもあります。

先ほど田村議員さんからも話がありましたけども、高齢者の交通事故が頻繁に起きています。身近な事故では、赤信号であったが、歩行者がいない。早く渡ろうとアクセルを踏む。そこに歩行者が横断、はねてしまった。いろんな事情もあるだろうが、もう少し心にゆとりを持たないものだろうか。

さて、心にゆとりを持つためには、どうしたらいいのだろう。地域社会で遊び心の行

事ができないものかと思えます。

ところで、舟橋村で「富富富」の田植えが行われました。知事も出席して、GPS装置が搭載された田植え機で、手を上げてご機嫌でありました。私は本当、知事は幾つなんだろうかと。元気そのものです。

それでは、通告してあります、豊かで健康に生きる高齢者のための活気あふれる策について質問いたします。

まず、私のことでありますが、ちょっと恐縮でありますけども、老人クラブ「舟橋寿会」のお世話を、会長の職で4年間させていただきました。とにかく4年間、お金が少ない。規定どおりの予算のみであり、活動資金がないのであります。

他の町の団体等の実態を調査していただき、一度逆査定をしていただき、活動費としてそれ相当の金額、例えば30万円なり50万円の予算枠で交付できないものだろうか。その予算を固定費とし、以後活動費として交付する。そうすれば活動もやりやすくなる考えるのは、私だけではないと思えます。条例を制定するかどうかは行政の判断であります。

立山町、上市町を調査しました。相当金額も聞いてまいりましたが、町の事情もありますから、ここでは細かいことは控えさせていただきます。

立山町は、単位老人クラブの活動実人数に対して定額を補助、行事等を実施した場合は、75歳以上の参加実人数に対して、まかない料として相当金額を補助している。さらに、老人クラブ連合会の行事があった場合にも補助をしている。

上市町では、同じく単位老人クラブの活動人数に対して、29人まで及び30人以上の2区分とし、これは月額相当額を補助し、さらに立山町と一緒に老人クラブ連合会にも相当の補助をしていると聞いております。

村当局に考えてもらいたいと思えます。よろしく願いいたします。

さて、エイジレス社会、すなわち高齢化が進んでいます。富山県統計課の調査による平成29年10月1日現在の人口動態であります。65歳以上が総人口105万5,893人に対して33万450人です。率にして31.6%であります。

舟橋村は、3,001人に対して、65歳以上が617人、率にして20.6%であります。

ちなみに、立山町は31.7%であり、上市町は35.2%であります。約3人に1人が65歳以上となります。最も高いのは朝日町で42.9%でした。ざっくり言えば、

2人に1人が65歳以上になる勘定になります。また、60歳以上の計算になりますと、富山県は6万6,682人が加わって39万7,132人となり、37.6%であります。

このままの推移でいきますと、約3人に1人が高齢者になり、舟橋村の場合、141人が加わり、60歳以上が758人となります。率にして25.3%になります。4人に1人が60歳以上の高齢者の方ということになります。

そんな中で、「ふなはしむら健康構想」では、こんなことを言っております。舟橋村は、交通の便もよく、緑も豊かで住みやすい環境です。そのため、現在の状態に満足している方も多く、また不満はあっても、それを行政に提案する方が多くはないのが実情であります。そして、この村は若い方も多く活気がありますが、20年後には、今の舟橋村の多くを占める生産年齢の方が定年退職期を迎えます。そのときに安心して老後を迎えられる村、また今の子どもたちやこれから舟橋村で生活する人たちが将来にわたり住み続けたいと思える村、こうした「住んでよかった」と思える村をみんなで力を合わせてつくっていくことが構想の意義であると言っています。

また、こんなことも言っております。適切な健康資源を十分に活用し、そして、何より地域での充実した居場所や役割を持つことができる。そんな健康な村を目指すと言っております。居場所と役割です。

健康構想の策定が平成25年3月ですから、既に5年が経過しております。また、ふなはしむら健康構想の中で、世界保健機関の定義で、「健康」とは「身体的・精神的及び社会的に良好な状態であって、単に病気でないとか、虚弱でないということではない」とあります。

私は、3月の議会で村長に、舟橋村の中長期ビジョンについて問いました。村長の答弁は、舟橋村総合計画、舟橋村健康構想等々の計画に位置づけられた施策を、既に実施した事業の検証をはじめ、年次計画に基づき実施していくと述べられております。また、それぞれの計画は、総合計画に位置づけられる施策を集中的に取り組んでいくとも言っておられます。子育て共助のまちづくり、裏を返せば、エイジレス社会に対しても施策を実施していくものと考えてもよいと考えます。

能書きなら誰でも言えます。本当にもうすぐエイジレス社会の到来です。

データは、平成27年と少し古いですが、舟橋村の人口ビジョンでは、7年後の平成37年には人口3,228人の推計です。単純に60歳以上の高齢者は816人となり

ます。

統計的な予想数字ですから若干ずれがあると思いますが、ここで高齢者のためにそれでは何をなすべきか、ビジョンを考えてまいりたいというふうに思います。生涯現役とするならば何か手を打ち、元気の源を与えなければならない。びっくりするようなスポーツ大会、いや、何をしているのかなと思われるような、奇想天外なスポーツ大会等々です。舟橋村から発信しましょう。しかし、これを一人でやれと言われても、なかなかできない。したがって、グループ活動が大切であります。

ところで、高齢者の健康向上・維持のために、今舟橋村の社会福祉協議会では、年2回、高齢者を対象にしたスポーツ大会、そして異世代スポーツ大会が実施されております。

また、最近、百歳体操が各地で実施されております。私も何回か出席しました。これからは時間が合えば行いたいと思っております。当初は食わず嫌いをしておりましたが、いざ出席しますと、なかなかおもしろい。そして、足の運動になります。寿会でも、昨年の傘寿の会で経験をしました。ことしも実行されるそうです。

再度申します。総合計画に位置づけられる施策を集中的に取り組んでいく。子育て共助のまちづくり、裏を返せばエイジレス社会に対しても施策を実施していくものと考えますが、いかがですか。

高齢者の諸行事について、上市町・立山町では、老人クラブ連合会が主催して実施。実績に基づき相応の補助金を交付しているとのことであります。

それでは、舟橋村の独創的な催し物は何を考えられるか。現在の住民運動会では、高齢者かどうかはわからないが、何となく高齢者のための種目、縄ない競争が組まれております。例えば、高齢者運動会、競技種目、10ないし12種目、午前中のみのみ大会。出場者は60歳以上を対象にした「60運動会」を実施。また、歩こう会を進化させるのも一つの方法であると思います。

昨日、敬老会がありました。93名の方が出席されたそうです。このように、敬老会ですから75歳以上ですか、今度、私が言っておるのは60歳以上の方の運動です。

さて、冒頭にも言いましたが、現代社会、認知症人口が、予備軍を含めると数百万人いるそうです。先日ちょっと話を聞いたんですが、200万人ぐらいおるそうであります。認知症にならないために、心も体も健康でありたいものです。孤独から紛れるために、あるいは孤独から解放されるために、健康構想でも言っておりますが、居場所が必

要であると思います。

そんな中で、今寿会では、「青空ハウス」と称して旧ゲートボール部室で、月に数回、お母さん方の遊び会が実施されております。本当に頼もしい限りであります。主催者は、参加者は寿会の会員にこだわらないと言っておられます。

さらに本年は、ネンリンピックも富山県で開催されます。これを機会に高齢者に活気を与えましょう。高齢者も元気でおりましょう。

エイジレス社会が進む中で、豊かで健康に生きる高齢者のために、活気あふれる活動を、独自の巧妙な策を考えていただきたい。

村長は、3月議会でも答弁されました。創意工夫に基づいた地域づくり、これに尽きる。地方の繁栄なくして国の繁栄なしとも言っておられました。「命かがやく 笑顔あふれる」、住みよさ日本一を目指す舟橋村です。

日本一面積の小さい舟橋村ならではの、地方創生、創意工夫に基づく魅力ある村の発展、そしてエイジレス社会、高齢者が夢を持てる時代。村として、舟橋村は高齢者に対してどのようにかかわっていくのか、どのようにかかわれるのか。

舟橋村は子育てに力が入っており脚光を浴びているが、高齢者は置き去りだとの話を聞きます。大げさかもしれませんが、今の時代を築いたのは高齢者であります。高齢者に、今以上に行政の光が当たったビジョンを示していただきたいと思います。

終わります。

○議長（川崎和夫君） 生活環境課長 吉田昭博君。

○生活環境課長（吉田昭博君） 4番森議員の高齢者の生きがい対策についてのご質問にお答えいたします。

本村の高齢化率は、ことしの6月現在で18.8%、富山県平均は平成29年10月1日現在で31.6%であり、他の自治体に比べ非常に低い状態にありますが、平成25年度に実施いたしました本村独自の人口推計では、このまま何もしなければ、2040年の人口は2,058人となり、65歳以上の割合も29%と急激な高齢化の進展が予測されております。

また、平成23年度に実施いたしました「生活と暮らしの調査」では、新興住宅における居住者の地域信頼が年齢の上昇とともに低下していることから、村外から団地に転入された方など近隣に頼れる知人がいない高齢者も急増することが予測されております。

このことから、本村では、ソーシャルキャピタル（地域信頼）を高めることで、エイジレス世代が地域の中に居場所や役割を持てる環境づくりを進めております。

具体的には、退職前後の男性を対象に、富山大学の協力を得ましてケアウィル塾を開催し、現役後の生活プランづくりの支援を行っております。これまで10名以上の方が塾を卒業されており、昨年度には卒業生による交流会を開催し、お互いの生活プランの進捗状況について意見交換などを行っており、今年度も継続いたします。

また、昨年度から民生委員のサポートに任命された協力員の皆様と、地域のつながりづくりをテーマにワークショップを開催し、全国各地での事例調査から、自らの地域で何ができるか、そのプランづくりを進めているところでございます。

エイジレスが輝くまちづくりに重要なことは、行政が当該者の役割をつくることではなく、エイジレスの方々自身が地域に役割や居場所を見つけられることであり、私たち職員の役目は、その具現化に向けて伴走していくことであると考えております。

一方、本村には、老人クラブ、通称「舟橋寿会」、シルバー人材センター等、認知度の高いエイジレス世代の大きな受け皿があります。舟橋寿会は娯楽の集いの場として、またシルバー人材センターは就労の場として重要な役割を担っていただいておりますので、本村といたしましても、それぞれの活性化並びに基盤の拡大対応に支援をしてみたいと考えております。

また、エイジレス団体への助成等につきましても、当該団体に助成することが団体の自主自立や活動の拡大につながることであれば、十分検討してまいります。しかし、団体もっぱら助成金に依存し、団体を維持させるために支援するものではないことをご理解願います。

いずれにいたしましても、エイジレス世代の地域参入は、今後高齢者が急増すると予測されております本村では大変重要な課題であります。引き続き、日本一面積の小さな自治体であるからこそできる、お一人お一人に向き合い、きめ細やかな施策を展開してまいりますことを申し上げまして、答弁といたします。

○議長（川崎和夫君） 森 弘秋君。

○4番（森 弘秋君） 今ほど答弁、ありがとうございます。

2点ほどかな。

お金を云々と。老人会そのものは、それぞれやっぱり会費を集めておるわけです。そこで、その会費を上げろというのならば、こんな質問をせんがです。会費、なかなか上

げられないという段階でありまして、会費ですと、もう入る金が決まっておると。足りないところを国なり県なりでもやっぱり補助をしておるんですね。けども、それでも足りないというところから、年間一律何千円か何万円か何十万円かわかりませんが、そういったものをこれから新たに交付金として補助できないかというふうに、今までそう言っておるんです。

そういうことについて、全く村はその考えがないのか、あるいは全く前へ進まないのか。もう少しかみ砕いて話をしてもらいたいというふうに思います。

それから、居場所をつくるのは確かに会員かもしれない。けども、私はとやかくあまり言いませんけども、行政側として、なら、こういったこともいい方向、要するに高齢者の方が楽しく愉快に過ごせる。例えば半日でも一日でもいい。そういったものを行政主導で何かできないかと。それがやがて板につけば、老人会がやってもいいと。

そういうことで、まずその資金がないから何もできないということが一つ。

それから、行政が少し介入して、例えば寿会も前へ一歩歩み出すから、行政も2歩ほど引っ張ってもらえんかということを書いておるんです。そういう、単に、いや、あんたら、しっかりやれと。あんたらがやる気を出してやりゃいいんじゃないかということではなく、やはりちっちゃな舟橋村ですけども、そこらあたりは、最初に言いましたけども、逆査定という手もありますから、そういったことから、逆査定はお金があるんですけども、逆に少しアドバイスといいますか、与えてもらえないかと。

そこらあたり、行政側がどんなふうに捉えるか、再度ひとつよろしくお願いします。

○議長（川崎和夫君） 生活環境課長 吉田昭博君。

○生活環境課長（吉田昭博君） 森議員さんの再質問の件なんですけれども、1つは、会費といいますか、助成金のお話だと思います。

ただ、私は、先ほど答弁いたしましたとおり、それが事業として大きな効果を生むものであれば大いに助成をしていくというふうに考えますけれども、団体を運営するための経費として会費を上げていくということは、その予算がなくなってきたときには継続できないということにもつながります。

したがって、会費があるから行動してもらおうということではなくて、こういったことをやりたい。それによってこんな成果を生みたい。そこを助成する助成金でなければ、助成金の意味がないと思います。

ですから、全く上げないということではなくて、そういったものがどうなればそうな

っていくのかということをやっぱり一緒に考えていくというのは重要だと思います。

また、先ほど居場所をつくと申し上げたんですけれども、住民の方々の問題だから行政は何もしないということでは全くございません。我々もこういった勉強会、ワークショップの中では先駆的な事例をずっととってきてまして、そこにいる方々、集まっていた方々と、常にそれはどういうことなのか、ここだったらどういうふうにするればいいのかという形で一緒に勉強会を開催しております。

先ほども申し上げましたように、伴走するということです。役所が全てを主導するというのではなくて、エイジレスの方々自身が、こういうことをやりたい。それを具現化するために我々はどうすればいいかということと一緒に考えるということをやっているということでご理解いただければと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（川崎和夫君） 森 弘秋君。

○4番（森 弘秋君） やりたいことを言ってくれ。そうすれば予算を上げますよと。どうなんですかね。私自身が、やはり課長自身は、話をしたら、うん、やりたいことがあるんなら言ってくれと。予算を上げますよと言ってきて、若干もらっておるんです、去年も一昨年もね。ですから、それはそれでいいんですが、そういうこと自身が慣例化、通例化するならば、ああ、なるほど。こういう行事をするさかいに、むしろ逆に、その前にお金を上げましょうと。ただ単に、おっしゃったように、これをやるからくださいと。それはわかりますよ、理屈としてね。

けれども、そういうことを去年も一昨年も言ってやっておるから若干はいいんじゃないかということの、もう少し胸襟を開いて話し合いが要ると思いますが、よろしく願いしたいと。

それから、今の言葉で、寿会と伴走とありました。伴って走るかな、多分そんな意味だと思います。そうすれば、私たちが今伴走しましょうと。役場は、あくまで行政サイドが物をやるんじゃないと。それはおっしゃるとおり、わかります。

そういうとんちというのものも、やっぱり、例えば行政側から、いや他府県ではこうやっておると。どうだろうかと。これからエイジレス社会だから、何とかして健康を保って長生きしようじゃないかと、こんな話。「ピンコロ」という言葉もありますけども、ともに頑張ろうというふうなことも、確かに役場自身がやっておられるかもしれんけども、私たちには何となく伝わってこないというふうに思いますので、その答弁、よろし

くお願いします。

○議長（川崎和夫君） 生活環境課長 吉田昭博君。

○生活環境課長（吉田昭博君） ただいまの森議員からのご指摘事項なんですけれども、今村として伴走するというのがなかなか浸透しない。従来はやはり行政が主導でやるべきことを示して、それに従ってやっていただくという形だったんですけれども、近年といたしますか、我々、2年、3年前から65歳以上の方々、エイジレスの方々の世帯を訪問しております。その中で、既存でやっているような組織に対する魅力等を聞いてまいりました。なかなか入りにくいと、そういうところがございます。やっぱり受け皿として整備していくためには、ある程度の自主性、こういったものをやりたいというものがみつからないと、なかなか継続もしませんし、新しい人も入ってこないというのが現状みたいです。

ですから、既存は既存の組織として充実していくことも重要ですし、また団地の中には多くのエイジレス期の方々がこの後増えてまいります。そういった方々がどういう環境なら入ってくるのか。そういったことも私らはやっぱり考えていかなければいけない。

その中で多く、先ほど言われましたけれども、いろんな全国での事例があります。ただ、土地柄が違いますので、その事例がそのまま舟橋村で使えるわけではございません。したがって、舟橋の場合はどうだろうかということを住民の方々と今ワークショップをしながら、そういうつながりをどうつくっていかうかというところに取り組んでいるところでございます。

この取り組みは非常に地道なもので、地味で時間がかかることなんですけれども、急激に大きく展開するということはなかなかできません。地道にこの作業を続けながら、少しでもエイジレスの方々が地域に参入しやすい環境をつくりたいというふうに考えております。

また、費用につきましても、再三再四申し上げますが、その事業費を補助することによって、それが成果をきちっと生めるような事業であれば、そこに対して助成するべきだと思います。また、その方法につきましても、一緒に検討していきたいというふうに思っておりますので、やりたいことを見つけなさいという、突き放す、そういうつもりは全くございません。あくまでも一緒に考えていきたいと、そういう姿勢でいるということを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（川崎和夫君） 以上をもって一般質問並びに質疑を終わります。

(議案の常任委員会付託)

○議長(川崎和夫君) 次に、ただいま議題となっております議案第19号から議案第22号までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

散 会 の 宣 告

○議長(川崎和夫君) 以上をもって本日の日程は全部終了しました。
本日はこれにて散会します。

午前11時42分 散会